

後援会会則の改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、「多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会」と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに多摩大学グローバルスタディーズ学部（以下「本学部」と称する。）との連携を密にすることにより本学部生の教育環境の向上と本学部の発展を図る。</p> <p>(事務局) 第3条 本会の事務局を本学部内に置く。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、主に次の事業を行う。  <u>(1) 本学部生の勉学、厚生、課外活動、就職活動、留学に関する援助、助成</u>  <u>(2) その他本会の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>第2章 会員及び役員</p> <p>(会員) 第5条 本会は、次の会員をもって構成する。  <u>(1) 正会員 在学生の父母またはこれに代わる者</u>  <u>(2) 特別会員 本学部勤務する教職員</u>  <u>(3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体及び個人</u></p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。  <u>(1) 会長 正会員 1名</u>  <u>(2) 副会長 正会員 2名 特別会員 1名</u>  <u>(3) 監事 正会員 2名</u>  <u>(4) 理事 正会員 若干名</u>  <u>(5) 常任理事 特別会員 若干名</u></p> <p>(役員職務) 第7条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。  <u>(1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。</u>  <u>(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。</u>  <u>(3) 監事 本会の会計及び会務を監査し、総会においてその結果を報告する。</u>  <u>(4) 理事 本会の会務を審議し、その執行と会計及び事務処理を管掌する。</u>  <u>(5) 常任理事 本会に勤務する教職員がその任にあたり、後援会事務処理を、責任をもって遂行する。</u></p> <p>(役員選出) 第8条 <u>会長、副会長2名、監事は、正会員から、また、副会長1名は、特別会員から、それぞれ役員会で選出し、総会の承認を得るものとする。</u>  <u>2 理事は、正会員の中から会長が選出し、総会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(役員任期) 第9条 <u>常任理事を除く役員任期は1年とし、定期総会終了のときから、翌年度の定期総会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、「多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会」と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに多摩大学グローバルスタディーズ学部（以下「本学部」と称する。）との連携を密にすることにより本学部生の教育環境の向上と本学部の発展を図る。</p> <p>(事務局) 第3条 本会の事務局を本学部内に置く。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、主に次の事業を行う。 一 本学部生の勉学、厚生、課外活動、就職活動、留学に関する援助、助成 二 その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>第2章 会員及び役員</p> <p>(会員) 第5条 本会は、次の会員をもって構成する。 一 正会員 在学生の父母またはこれに代わる者 二 特別会員 本学部勤務する教職員 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体及び個人</p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。 一 会長 正会員 1名 二 副会長 正会員 2名 特別会員 1名 三 監事 正会員 2名 四 理事 正会員 若干名 五 常任理事 特別会員 若干名</p> <p>(役員職務) 第7条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。 一 会長 本会を代表し、会務を統括する。 二 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 三 監事 本会の会計及び会務を監査し、総会においてその結果を報告する。 四 理事 本会の会務を審議し、その執行と会計及び事務処理を管掌する。 五 常任理事 本会に勤務する教職員がその任にあたり、後援会事務処理を、責任をもって遂行する。</p> <p>(役員選出) 第8条 役員は、定期総会にて選出する。 2 第6条に基づく本会の役職は、役員会において決定する。</p> <p>(役員任期) 第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 2 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。</p>

<p><u>2 常任理事の任期は、大学役職の在任期間とする。</u></p> <p><u>3 会長、副会長、監事が任期途中で退任したときの補充就任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。</u></p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 本会に次の会議を設ける。</p> <p><u>(1) 総会</u></p> <p><u>(2) 役員会</u></p> <p><u>(総会)</u></p> <p>第11条 定期総会は、毎年度1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。</p> <p><u>2 総会は、次の事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 役員を選出に関する事。</u></p> <p><u>(2) 予算及び決算に関する事。</u></p> <p><u>(3) 会則の変更に関する事。</u></p> <p><u>(4) 事業に関する事。</u></p> <p><u>(5) その他役員会において必要と認める事項。</u></p> <p><u>3 総会の議決は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決するものとする。</u></p> <p>(役員会)</p> <p>第12条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催し、必要な事項を審議決定する。</p> <p><u>2 役員会は、次の事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 総会に提出する議案を審議する。</u></p> <p><u>(2) 会務に関する事。</u></p> <p><u>(3) その他、役員会において必要と認める事項</u></p> <p><u>3 役員会の議決は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決するものとする。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第13条 議長は役員会及び総会の日時、開催場所、出席者並びに議決事項について議事録を作成しなければならない。</p> <p><u>2 議事録は、出席者の内より互選された役員複数名が署名し、常にこれを事務局に備えておかねばならない。</u></p> <p>第4章 会計</p> <p>(会費等)</p> <p>第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>2 後援会が実施する事業は学生生活の支援を目的にしているため、会費は必ず納入しなければならない。</p> <p>(会計責任者)</p> <p>第15条 本会の会計は、本学部事務長が会計担当常任理事となり、こ</p>	<p>3 役員が任期中に辞任し、会長が必要と認めるときには、役員会において後任者を選出する。</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 本会に次の会議を設ける。</p> <p>一 総会</p> <p>二 役員会</p> <p>(総会)</p> <p>第11条 定期総会は、会長が招集し、毎年度の初めに開催し、役員承認、予算、決算その他の重要事項を審議する。</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>3 総会は正会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 重要事項については、臨時総会を開催し出席正会員の3分の2以上の賛成をもって議決とする。</p> <p>(役員会)</p> <p>第12条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催し、必要な事項を審議決定する。</p> <p>2 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。</p> <p>3 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び開催場所</p> <p>(2) 総会員数及び出席会員数(委任状・表決書提出者を含む)</p> <p>(3) 議事録署名人指名(選出)に関する事項</p> <p>(4) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(5) 議事の審議の経過の概要及びその結果</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において指名(選出)された議事録署名人が署名、捺印しなければならない。</p> <p>第4章 会計</p> <p>(会費等)</p> <p>第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>2 後援会が実施する事業は学生生活の支援を目的にしているため、会費は必ず納入しなければならない。</p> <p>(会計責任者)</p> <p>第15条 本会の会計は、本学部事務長が会計担当常任理事となり、こ</p>
---	--

れを管理する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

## 第5章 会則の変更

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は、総会に諮りその承認を得るものとする。

## 第6章 施行細則

(施行細則)

第18条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て総会に諮りその承認を得るものとする。

### 附 則

この会則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この会則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。

この会則は、令和元年6月15日に一部改正し、令和元年6月15日から施行及び適用する。

この会則は、令和7年6月7日に一部改正し、令和8年6月7日から施行及び適用する。

## 多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会施行細則

(会費)

第1条 春入学の正会員は年度初めに会費年額20,000円を納入しなければならない。

2 秋入学の正会員は入学時及び卒業年次に年額の半額を納入する。

3 賛助会員が年度初めに納入する会費年額は、1口10,000円からとする。

4 休学者は会費を免除する。

### 附 則

この施行細則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この施行細則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。

れを管理する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

## 第5章 会則の変更

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は、総会に諮りその承認を得るものとする。

## 第6章 施行細則

(施行細則)

第18条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て総会に諮りその承認を得るものとする。

### 附 則

この会則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この会則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。

この会則は、令和元年6月15日に一部改正し、令和元年6月15日から施行及び適用する。

## 多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会施行細則

(会費)

第1条 春入学の正会員は年度初めに会費年額20,000円を納入しなければならない。

2 秋入学の正会員は入学時及び卒業年次に年額の半額を納入する。

3 賛助会員が年度初めに納入する会費年額は、1口10,000円からとする。

4 休学者は会費を免除する。

### 附 則

この施行細則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この施行細則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。